

災害備蓄倉庫使用細則

第1条（目的）

この使用細則は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人規約第18条の規定に基づき、秦野南が丘さつき東地区の災害発生時において、組合員等の被災者の応急体制を迅速に整えるために、各種防災資機材を備蓄することを目的とする。

第2条（使用貸付）

前条の目的を達成するために、秦野南が丘さつき東住宅自治会に貸し付けるものとする。

第3条

前条により貸し付けるときは、別に定める使用貸借契約を締結するものとする。

附則

この使用細則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この使用細則は、平成7年5月15日から施行する。

附則

この使用細則は、平成19年5月13日に開催の第26回定期総会第2号議案 特別決議事項“管理組合法人の設立”の可決に伴って登記された、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人の登記日から施行する。